

札幌市公立児童発達支援センターのあり方検討会議 に関する「中間報告書」の概要について

1 方向性（22 ページ）

- (1) 指定管理者制度の導入により、サービスの向上と柔軟な運営体制の構築を目指す。
- (2) まずは 1 施設（みかは整肢園）に導入し、その実施効果等を検証しながら、順次、他の施設への導入を検討すべき。
- (3) 公立施設としての質の高いサービスの提供体制を確保しつつ、さらに、可能な限り、利用者のニーズに沿った、民間法人の柔軟な視点や工夫によるサービスの向上を目指していくべき。

2 導入の際の留意点（25 ページ）

- (1) 現在のサービス水準の維持は絶対条件とし、利用者ニーズの実現など、さらなる機能の向上を目的とすること
- (2) 札幌市は積極的に指定管理者をサポートすること
- (3) 十分な引継期間を確保すること
- (4) 施設利用者は相当の不安を感じていることから、指定管理者制度の内容や上記(1)から(3)までの事項等について、丁寧に説明等を行い、理解を得ながら進めること

3 中長期的な「札幌市の障がい児支援体制のあり方（全体像）」の検討について （26 ページ）

「みかは整肢園」をはじめとする公立児童発達支援センターに指定管理者制度を導入するに当たっては、中長期的な「札幌市の障がい児支援体制のあり方（全体像）（※）」との整合性を含めて検討することが有益である。

※ 障がい児に係る資源についての官民の役割（役割分担、連携方法等）をどのように整理するか、利用者の利便性を考慮すると「ちくたく」のような「発達支援総合センター」が市内にどの程度必要なのかなど。

4 最終報告に向けて（26 ページ）

今後、指定管理者制度の導入による施設のあり方（サービスアップ項目（※））を利用者とともに検討し、これらのイメージを一定程度明確にしたうえで、最終報告とする。

※ 検討に当たっては、札幌市と施設利用者（保護者）との間で、丁寧な話し合いが進められることを要望する。